

福 井 県

『福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し(案)』 に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

平成27年11月13日
福井県土木部都市計画課

今回「福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し(案)」について、県民の皆様からご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

県では、いただいたご意見を「福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し」の策定および今後の施策の参考にさせていただきます。

- 1 募集期間
平成27年7月16日(木)～7月29日(水)
- 2 提出件数
102件(46名)
- 3 提出されたご意見の概要および県の考え方
別添資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県 土木部 都市計画課 都市環境・公園グループ
TEL: 0776-20-0497
FAX: 0776-20-0693
E-mail: tokei@pref.fukui.lg.jp

福井県屋外広告物条例・施行規則等の見直し（案）に関する
 県民パブリックコメント意見の概要と県の考え方

【屋外広告物規制見直しの基本方針、方向性について】（30件）

ご意見	県の考え方
<p>1 観光立国として当県も景観を見直し、乱立した看板や景観を阻害する看板の是正は必要だと思いが、一律に規制するのは問題があると思われる。</p>	<p>これまで、許可地域と禁止地域に分け、一律に規制するなど、地域特性に応じたきめ細かな規制となっていないことから、史跡・名勝の周辺や景勝地などの景観と調和が図られていない屋外広告物が設置されたり、巨大な広告物や過量な一般・案内広告物の設置が見られます。</p> <p>今回、「ふるさと福井」の景観の魅力をさらに高めるため、自然・歴史、観光地、田園・里地里山、市街地など地域特性に応じ、メリハリのある規制基準に細分化することとしています。</p>
<p>2 歩道を歩いていると、看板の大きさや高さに圧倒され、こんなとてつもない看板が倒れてきたら怖いと思う。</p> <p>なぜ、こんな大きさが必要なのか、大きさや派手さを競っているようにしか思えない。</p> <p>自分の商売のことばかり主張せず、歩行者目線で一度見れば、誰もそんな恐ろしい看板を望んでいない。店先に書いてあれば十分わかる。</p> <p>看板がにぎわいをつくるなんてありえない。いいものを安く売ればお客さんが増え、にぎわいにつながる。考え方を根本的に改めるべき。</p>	
<p>3 看板は経済活動に必要なものかもしれないが、福井が映画やテレビで見るとような香港、台湾みたいに乱立するのはどうかと思う。</p> <p>必要な場所に必要な看板が建てられれば良いのではないか。</p>	
<p>4 県内にある屋外広告物のうち、本来の案内誘導や目印、商品の宣伝の目的を果たしているものはそれほど多くない。ただ大きいだけ、色が派手などあるが、私にとって自然と目が行くような魅力的な屋外広告物が少ない。インターネットや SNS が普及した今の時代では、看板がなくてもほとんどの情報が手に入るので、景観上邪魔者扱いされても仕方がないと思っている方も多いと思うが、全てがいらぬものではなく、屋外広告物が必要とされる場所、設置すべき場所はある、改正案のようにメリハリを付け規制し、景観がさらによくなることを期待する。</p>	
<p>5 京都市や金沢市は厳しい規制を設け、行政も景観への取り組み意識が高い。福井の規制は景観意識が低く、情けないと思っていた。今回、地域の景観特性に応じ、きめ細かな規制を行うと言うことで十分とは言えないが、一定の評価はできる。</p>	
<p>6 いろんなことが考えられるが福井へ来た人もすんでる人も皆が福井を良いイメージを持てるように条例の改革をして欲しい。</p>	

	ご意見	県の考え方
		<p>など、周辺景観との調和に配慮し、地域住民からも受け入れられ、また、観光客などの来県者にも好感を得られるような屋外広告物の設置を目指し、私たちのまちをより魅力的なものに変え、「住んでよし、訪れてよし」と感じる景観づくりを進めて行きたいと考えています。</p>
7	<p>この規制には理不尽な所が多すぎる。誘導看板・店頭看板・販売促進看板などなければ商売を新たに始めたくても始められない。観光客はお店を見つけられない。</p> <p>カーナビゲーションなど情報入手手段の多様化とあるが、オープンして間もないお店は記載されておらず、特に土地勘のない人がわかるはずがない。もっと福井県で商売をする、したい人の立場になって考えるべき。</p>	<p>屋外広告物は、自社の商品やサービスの広告宣伝、店舗への案内誘導・所在地の目印としての機能を果たすなど、広告主である企業、お店にとって重要な情報伝達ツールとなっています。禁止地域では、一般広告物の設置が禁止となっていますが、自家用広告、案内広告については、高さ、大きさ等の制限（眺望景観を規制する観光地周辺等では、屋上広告物等の設置を一部禁止）はありますが、設置を認める内容となっています。新たに商売を始める方には、観光地の魅力ある景観づくりに向け、周辺景観に配慮した広告物設置をお願いしたいと考えています。</p>
8	<p>北陸新幹線、福井国体、中部縦貫自動車道などこれから観光客を福井県に呼び込んで観光を盛り上げていこうと進めている事業に対して全く逆行している改正案だと思う。</p> <p>現状の看板に規制をかけて撤去・縮小になったら、景観が良くなり観光客が増えると言うが、果たしてそうか。私達は他県に行った時、まず目にし、情報を得るのは看板であり、目的地から広告を見て足を広げ観光に歩く、そういったものが産業の活性化・潤いにつながると思う。</p> <p>看板をなくし情報源を絶ってしまえば、産業は冷え込み、経済はまわらなくなるのではないか。</p> <p>その土地に何があって、どんな物が美味しいのかなどは看板によって情報を得ており、カーナビや SNS の普及で広告板は無くなって良いと言うのは著しく偏った意見である。</p>	<p>全国の観光に関する動向調査では、観光客の多くはその土地ならではの歴史・文化や自然・景観を求めています。そのため、今回の規制見直しは、福井の優れた自然、歴史景観の保全に重点を置き、各地域において良好な景観形成を図り、来県者にふるさと福井の良さを満喫していただけるよう、各地域において魅力を高めていきたいと考えています。</p> <p>看板は広告宣伝、案内誘導など、観光地はもとより、地域にとって必要なもので、観光地周辺の禁止地域においても1事業所2個までの案内広告を認める内容となっております。目的地からの近隣の観光地等を案内する広告の設置は重要で、市町等が設置する公共看板との連携により、景観に配慮した広告物の設置を進め、地域の活性化につなげていただきたいと思います。</p>
9	<p>景観を良くするには、著しく古くなっていたり、外れそうな物、長年放置されているものなどを整備することだと思う。</p> <p>許可を取り、メンテナンス等がされ、ちゃんと管理されているものにまで規制をかけることが果たしてよいのか。</p> <p>違法看板、違法業者に厳しい罰則であって、正当に商売している者には厳しいものではあってはならない。</p> <p>違法看板、無許可で営業している業者に向けてピンポイントに規制をかけて行くべきで</p>	<p>良好な景観形成を図る上では、老朽または破損したものなど、美観風致を損なう広告物を放置することは違反行為であり、改善する必要があります。</p> <p>現在、既に違法となる広告物や広告業者に対しては、市町において厳正に対処するよう指導しているところです。今回、高速交通体系の進展や福井国体の開催などにより、来県者の増加が見込まれることや観光客の景観志向、県民の景観意識の高まりなど、本県を取り巻く社会情勢の変化や広告物の現状を踏ま</p>

	ご意見	県の考え方
	あり、合法で正規に営業している事業所が巻き込まれて営業できなくなる。	え、周囲の景観との調和が図られず、過剰な広告物を制限し、良好な景観づくりを進めるため、条例等を見直すこととしています。許可を受けて適法に設置されている広告物であっても新たな設置基準に適合させる必要があるため、6年の経過措置期間を設けることとしており、その間に改善していただきたいと考えています。
10	私達看板業を営む地元業者も規制によって廃業に追い込まれる恐れもある。何かを変え、生まれ変わった福井県をアピールするのであれば、まず地元の産業が栄え、元気であることが最優先である。他県で行っている条例に右に倣えで真似しても、福井の良さはでないと思う。市民と寄りそった改正案にするべき。	今回の見直し（案）は、各市町や関係団体等との意見交換や県民アンケートなどを行い、学識経験者をはじめ、広告業や商工関係の民間事業者など有識者による屋外広告物審議会に諮りながら策定したものです。 見直し（案）では、優れた自然景観の保全に重点を置き規制基準の見直しを行っております。一方、許可地域となる商業地域等では、広告主となる商工関係者などの意見や経済活動への影響等を考慮し、改正案の検討を進めたいと考えています。
11	天空の城ブーム以来、大野には団体・個人の観光客が増加し、観光客の中でも高齢者が多い。よく尋ねられるのが、観光スポットが分散していて場所がわかりにくいと言う。現在でも大野は、看板の規制が厳しいため、これ以上の看板規制は、町の活性化には逆効果に過ぎないと思う。	各市町において、観光客に対する案内誘導のため、看板設置のほか Wi-Fi の導入やインターネット情報発信など様々な取り組みが行われています。 大野市は独自の屋外広告物条例による設置基準を定めていますが、今後、大野市においても県条例の見直し（案）の内容を踏まえ、改正に向けた検討を進めると聞いています。
12	町作りは商業が発展し、人の往来が増えれば自然にできあがっていくモノで、都市景観の整備デザインではなく、まずもって人の集まる仕掛け作りを根気よく繰り返すことが優先されるべき、看板の大きさや高さ、色などの規制はそれからでも遅くない。	人々が集まり、賑わいのあるまちづくりを進めることは重要と考えています。例えば、足羽山の自然や足羽川の桜並木などは都市のシンボルとなり、人が集まり、賑わいを創出する大切な都市景観の一つとなっています。屋外広告物の規制、誘導による良好なまちなみ景観の形成は、潤いと魅力ある都市づくりにもつながるものと考えており、市町の様々な賑わい創出のための活動と合わせて、魅力あるまちづくりを進めて行きます。
13	個人的には福井県のイメージとして自然景観、歴史景観に優れた「ふくい」という意識であり、今後、観光立県として、また福井国体に向けて「住みやすさ日本一」と合わせ、「美しさ日本一」を目指し、早急に「規制強化」に取り掛かるべき。商工団体等はもとより幅広く県民に周知徹底し、実施にむけて協力を要請すべき。	福井には美しい自然や歴史的まちなみ、農村風景など優れた景観が数多くあります。今後、北陸新幹線の県内開業や福井国体が開催されることから、来県者の方々に福井県が誇る美しい自然や歴史、伝統などふるさと福井の良さを満喫していただけるよう、様々な取り組みとも連携し、各地域において良好な景観形成を図り、「ふるさと福井」の魅力を高めていきたいと考えています。また、県民一人ひとりが「ふるさと福井」に誇りを持ち、これらの景観を守り、育てることが大切であ
14	県内には、史跡、名勝、文化財や自然景観など景観を保全すべき地域が多く、また、圃場など見通しのよい広々とした地域に、無秩	

ご意見	県の考え方
<p>序に広告物が設置される恐れがある。 条例見直しで詳細な設置基準が示されることにより良好な景観が形成され、今後、国体開催や新幹線延伸により県内に訪れる機会が増えるため、来県者が快く過ごせることを期待する。</p>	<p>り、関係団体等をはじめ広く県民に周知、啓発を行っていきます。</p>
<p>15 福井の観光は、「恐竜」もあるが自然、歴史だと思う。全国的にも観光地の魅力を高める取り組みが進められており、無電柱化、道路の景観整備も大切である。広告物の規制により観光地の魅力が高まり、多くの観光客が訪れることを期待している。</p>	
<p>16 農地にある看板は借地料が払われ、その人は恩恵があるかもしれないが、隣で耕作する者にとっては先祖が守ってきた農村の風景を損なうもので決して喜ばれるものではないことから、規制を強化してほしい。</p>	
<p>17 I Tには弱い方ですが、スマホなどにも慣れ始めると、行き先を事前に調べることも簡単にでき便利なものです。看板の設置者は案内・誘導や自己PRをしたいと考えているかもしれないが、今時、看板がなくてもお店などの場所はわかる。 これからの社会はますます、質を求める時代で、「ふるさと福井」をみんなの財産として、県民一人ひとりが身の周りの環境整備から取り組み、県全体の景観向上につなげることが大切ではないか。</p>	
<p>18 田圃の真ん中に立っている看板は、宣伝広告として意味があるのか疑問であり、のどかな田園風景に無秩序に乱立する看板を取り締まってほしい。 自分はもちろん、子どもたちも誇れるふるさと福井の景観を残していきたいと思っている。</p>	
<p>19 地域区分の細分化については、その地域の特性を考えてメリハリを付けることは仕方がないと思うが、大きさ、高さ、幅、距離については画一的にならず、ある程度地域の環境、周辺の状況等により多少幅をもたせてはどうか。</p>	<p>地域特性に応じた規制とするため、細分化し、実態調査をもとに実情に即した規制内容としております。地域区分ごとに定めている広告物の大きさ、高さなどの基準範囲内で、地域の周辺環境等に応じた広告物を設置していただきたいと考えています。</p>
<p>20 福井の優れた自然景観を若い世代に引き継ぐことは大切だと思う。田園や農村風景の良いところに看板があるのは、景観上好ましくないため、是非、この規制見直しを進め、都会にない福井の田舎の風景を守るべき。</p>	<p>福井県には多様で豊かな自然や歴史・伝統に培われたまちなみ、人の営みが息づく田園・農村風景など「ふるさと」を感じさせる景観が数多くあり、これらの景観を守り、育てることが大切と考えています。また、このような景観を「みんなのもの」と考え、県民共有の財産として良好な景観づくりを進</p>

	ご意見	県の考え方
		め、美しいふるさと福井の景観を次代に継承するためにも、屋外広告物の規制を見直したいと考えています。
21	<p>我々看板業を営む者の業務維持が困難となる厳しい改正案であり、業者への説明も薄く、公平さを欠いた一方的ともいえる内容であり、条例案が今のまま通る事に強く反対する。</p> <p>この条例が改正されると看板業者は大きく廃業に追い込まれる。結果が悪くても県は責任の取りようがない。景観を大切にしていこうとの趣旨には賛同するが、改正案はかなり無理があると言わざるを得ない。強引である。屋外広告物をなくすことが、景観保護と捉えることは間違っている。看板業を営む地元業者全体の事情にも配慮し、広告(看板)も貴重な情報であり、PRをしていこうとの熱心な企業、店舗の意欲を減殺するような改正案でないことを望む。</p>	<p>条例の見直し(案)の策定にあたっては、全ての屋外広告業登録業者および商工関係団体等の広告主団体約1500人を対象に意見交換、アンケート調査を実施し、8割以上の方が規制強化、方向性について「概ね適当」または「やむを得ない」との回答をいただいております。</p> <p>屋外広告物は、まちなみや自然景観を形成する重要な要素の一つであるとともに、宣伝広告、案内誘導など、企業、店舗にとって様々な情報を発信するうえで必要なものでもあることから、単に景観阻害要因として全てを排除すべきものではないと考えています。</p> <p>しかし、経済活動だけを優先し、無秩序に過剰な大きさの広告物などが設置されると地域の良好な景観を損なうことにもなるため、屋外広告物法に基づき、条例で設置する場所や高さ、大きさ、色彩等を規制し、良好な景観づくりを推進するものです。</p>
22	<p>「看板は景観を損なう」との前提に立った恣意的で一方的な意図を強く感じるため、同条例改正案に反対する。</p> <p>看板等が景観を損なう理由の根幹は、①サビや破損などの管理不行届き(いわゆる危険で汚い看板)②デザイン・色彩・内容が公序良俗に反する内容の看板(素行調査・パチンコ・サラ金・風俗等)③交通の妨げとなる看板で、それ以外に看板の責任を問うことは何人もできない。交差点での事故原因をあたかも看板のせいと難癖をつけるやり方、広告という純粋な商業行為を距離や本数・面積・色彩さらには文字数すら制限するやり方は、地方自治の裁量を大きく逸脱し、強権的ないやらしさを強く覚える。わが社が不利益を被るから言っていることは否定しない。しかし、それ以上に不快さと誤った正義感をかざすやり方に嫌悪感を覚える。</p>	
23	<p>県内で野立看板のレンタル・リース業を営む看板業者にとって同条例改正案が成立すれば、経営維持が極めて困難となる。公平さと冷静さを欠いた一方的ともいえる内容だからである。その理由は、別に述べた他、以下の通りである。(75、86、89参照)</p> <p>広告は純粋なビジネス活動で、看板はその一部である。一般企業の自由な商業活動は憲法で保障されている。これは「景観」という公共財産と自由な商業活動という価値観の問題で、難しい命題である。</p> <p>観光客誘致とか新幹線誘致・国体があるか</p>	

	ご意見	県の考え方
	ら、少しでも見場を良くしたいとの一元的な判断で思っているのなら、大きな誤りと、混乱を招くことになり、慎重な判断を願う。	
24	<p>屋外広告物に関する社会情勢の変化や景観と屋外広告物に関する県民意識の高まりを理由に、規制基準見直しをする方向だが、あまりにも規模・数量等を減らす規制であり、抑制もしくは当業界の淘汰をも促進するものである。特に、規制を軽視するような県外業者を取り締まるがために、我々の企業活動が圧迫されるものである。この動向の最中、現在でさえビジネスチャンスを逃す、あるいは頓挫するという事態が多々発生している。</p> <p>規制するばかりではなく、観光地および景勝地における、統一的な福井県ブランドのアピールとなる既存屋外広告物への大規模修繕や新築物件等の設置を促進するなど、業界や広告主の保護、県民の屋外広告物の評価が向上する福井県独自のスタンダード等が明確に示されない限り、今回の見直しには賛成できない。</p>	<p>広告物の規模、数量等の基準については、規制地域における自然景観、眺望、田園風景など様々な地域特性を踏まえ、広告物の設置状況を調査し、景観形成の課題や他県の規制基準も参考に、良好な景観形成が図られるよう、専門家や民間事業者、広告業関係者による審議会に諮りながらとりまとめています。</p> <p>当然、条例を遵守しない広告物や業者を取り締まり、指導を行うことも良好な景観形成を図るうえ重要なことであり厳正に対処する必要がありますが、今回の見直しは、地域特性に応じたきめ細かな規制による良好な景観づくりを推進することを目的としています。</p> <p>観光地等をアピールする広告物の新設・修繕については、これまでも必要に応じ市町と連携して取り組んでおり、また、「ふるさと福井景観広告賞」で、建物や周辺景観に配慮し改善を行ったものや優良デザインなどを評価して、優れた景観づくりに貢献している広告物を表彰し、県民に発信しています。</p>
25	<p>現在、県内にある屋外広告で無許可のものもしくは、屋外広告業の登録がされていない業者が建てた看板が問題であり、その業者もしくは、看板をピンポイントで規制、指導する方が効率的である。屋外広告業に登録し、条例を守っている業者にしてみれば不公平である。</p>	
26	<p>看板は増やすべき。景観と言うあやふやな物で、全てを規制すべきではない。まじめに商売を営んでいる業者が潰れ、条例や許可など無視する業者が増えると思う。</p>	
27	<p>看板には県民、生活者のための情報伝達を目的とするものから企業のイメージアップのもの、公共のもの（案内板、標識）がある。それらを全部一緒にして規制するのは無理があるため、より細かく分けて規制、指導した方が良い。</p>	<p>広告物には自家用広告、案内・一般広告など様々な目的、種類があるため、それぞれに基準を設けることとしています。また、県市町などが公共的の目的を持って設置する広告物は、条例の適用除外となっています。</p>
28	<p>現在の乱立している屋外広告物の状況を考えると、禁止地域の拡大や許可基準の強化、一般広告板をほぼ禁止、足羽川の眺望景観規制など、思い切った、良い方向の改正である。ただ、許可基準について、大きさや面積、色彩以外に、広告物の景観への配慮の方法も、基本的な許可の要件もしくは基準としてあるべきではないか。</p>	<p>現条例において、基本的な許可の要件として「広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和すること」などが共通事項として規定されています。また、広告物の景観への配慮の方法について、考え方や事例をまとめた「福井県屋外広告物ガイドライン」を策定しています。</p>
29	<p>まず、幹線道路については屋外広告物の規制よりも先に電柱、電線の撤去ならびに街路</p>	<p>まちなみの良好な景観形成を図る上で電柱、電線の撤去や街路樹の適正な剪定管理も</p>

ご意見		県の考え方
	樹の撤去または高頻度での手入れ(剪定)をまず実施すべきであり、それに先立って広告物の規制を実施するのは理解しかねる。	重要な取り組みであり、関係機関と連携して進めてまいります。
30	<p>見直し(案)の数値に変更された場合、大手企業、一般商業者の看板、経済活動が著しく制限され、業者の廃業、大手企業の撤退、一般商業者の廃業につながる。屋外広告物は街の賑わいを創出している大事な要素で、純粋な経済活動である広告の設置を厳しい基準で縛ることは、経済活動を衰退させる。そのため、自家広告物に関しては、高さ、総量を再考すべき。</p> <p>自家広告物の高さ制限について、見直し(案)の高さでは、街路樹に紛れてしまい、広告としての役目を果たすことができない。また、全国チェーンの店舗では、遠方から見えるようある程度の高さが必要となり、幅の広い幹線道路では、現状にあった高さ制限が必要である。(前面道路に街路樹があるか否かによって、制限を変えても良いのではないか)</p> <p>自家広告物の総量制限について、全国的にみて縮小傾向にあるかもしれないが、大手企業が撤退し、人口減少が現実化する中、福井県のような小さな県が他県に歩調を合わせる事によって、ますます衰退し、商業活動にも弊害が出るように思う。福井県の実情に合わせ、賑わいを創出し、街を活性化し、集客するためにも総量制限は現状のままでよいのではないか。</p>	<p>広告物の規模、数量等の基準については、規制地域における自然景観、眺望、田園風景など様々な地域特性を踏まえ、広告物の設置状況を調査し、経済活動への影響や景観形成の課題、他県の規制基準も参考に、良好な景観形成が図られるよう、専門家や民間事業者、広告業関係者による審議会に諮りながら決定しています。</p> <p>道路沿いに街路樹がある場合、樹木の影響により、広告板・塔が表示しづらくなりますが、街路樹、店舗、広告物など、全てのものがその場所の景観を形成する要素となるため、単に高くするのではなく、景観との調和を図りながら、設置位置を工夫していただきたいと考えています。</p> <p>許可地域における広告板の総量面積については、店舗規模に見合った表示面積の確保ができるよう、店舗面積に応じた段階的な基準を設けたいと考えています。</p>

【観光地周辺や自然公園等の道路沿線規制】 (12件)

ご意見		県の考え方
31	看板の高さ規制が2メートル以下では、積雪がそれ以上になり、看板に気付かずに除雪車で破壊することも考えられる。冬には道路の幅を記す紅白のポールでも3メートル以上あるため、雪の多い地域、少ない地域で高さ規制を変えてはどうか。	第2種禁止地域に指定される自然公園内の道路等では、自然景観に配慮し、案内広告板(塔)の高さを2mとしています。特別豪雪地帯(大野市、勝山市など)については、積雪による影響を踏まえ、高さ3mとしたいと考えています。
32	看板の大きさや高さにおいて、ただ小さく低く(現行基準で15m→2m)するのではなく、雪が多く降る地域などに配慮すべき。	
33	香港などは看板の乱立を景色としてPRしている。例えばスキー場の近くに来たとき看板が沢山出てくるとワクワクし、スキー場へ	

ご意見	県の考え方
<p>来た気分が高まる。また、テレビ等でも観光地で名物の看板を見れば食べたくなったり、その地方へ行きたくなくなったり地方への経済効果も高まるのではないか。京都等の名が売れた観光地は、看板が無くても人々は来るが、福井の田舎ではまず足を向ける人がいない、たまに来てても看板がなければ通り過ぎるだけの人が多くなるのではないか。</p>	<p>物が設置される場所やデザインによっては、その地域の個性や魅力を高める重要な要素となっていますが、過剰な広告物は、地域の景観を阻害するうえ、観光地そのもののイメージダウンにもつながりかねないと考えています。</p> <p>観光地等をPRまたは案内する広告物については、禁止地域であっても公共団体が表示するものであれば、市町と協議し設置することができ、民間の案内広告物でも基準の範囲内で設置できることとしており、周辺景観に配慮した広告物の設置を目指し、福井に多くの方が訪れていただけるような景観づくりを進めたいと考えています。</p>
<p>34 看板が無くなり、観光地や足羽川の景観がきれいになるのは良いことだと思うが、観光地の案内板はないと迷うかもしれないので残してほしい。</p>	
<p>35 石川県、富山県は北陸新幹線の開業により、観光面で盛り上がりを見せているが、福井にも一乗谷朝倉氏遺跡、三方五湖、東尋坊など、美しい自然、歴史が沢山あるが、観光地に行くまでの道路沿いや観光地近くの看板がイメージを台無しにしているものもある。このような観光地周辺や観光ルートの広告物を規制し、さらに福井の景観の魅力を高め全国にPRする必要があるため、早く取り組むべき。</p>	<p>福井を代表する自然・歴史・文化を活かした観光地周辺の魅力ある景観を創出するとともに自然公園内の道路、観光ルート沿いの美しい自然景観を保全するため、屋外広告物の規制を行なうこととしています。「ふるさと福井」の魅力を高め、全国に情報発信していきたいと考えています。</p>
<p>36 現在、私の住む地域では、景観を阻害するような「屋外広告物」は見当たらないが、将来の景観保全の観点より、当条例が見直しされたことは意義がある。</p>	
<p>37 観光客に対してわかりやすい案内看板の設置は必要だと思う。しかし、その観光地そのもののイメージを悪くするような馬鹿でかい看板や派手な看板は本末転倒で、1件だけががんばっても、他の店が景観に合わない看板を乱立すれば、観光地全体がイメージダウンになるため、条例での規制誘導は必要だと思う。</p>	
<p>38 三国やあわらは古い街並みが残っていて景観がよいと思っているが、一方で、福井市内の8号線沿いには、派手な看板が景観を損なっている場所もあり、景観を阻害する看板は取り締まり、よい街並みを守っていく必要がある。</p>	
<p>39 福井市の305号線沿いの四季折々の越前海岸の景色を見て育ち、海岸で見れる夕日は、全国に誇れる美しさである。</p> <p>規制見直しで国定公園内の道路両側300mを禁止地域にするということで、この変わら</p>	

ご意見		県の考え方
	ない景色を守るために非常に大切な規制だと思う。今は目立った広告物はないが、今を維持するためにも必要である。	
40	<p>最近、芦原温泉街も綺麗に整備され景観もよくなり、永平寺も景観整備もこれから行われる。観光地の景観の魅力を高めることは、観光客を増加することにもなるため、景観を損なう看板や必要のない看板は撤去することに賛成である。</p> <p>名勝に指定されている養浩館は、福井を代表する観光地となっており、庭園からの眺望景観を損なう屋上看板の規制は大切。また、周りには資料館や公園もあるため、周辺のまちなみ景観も良くしてほしい。</p>	<p>福井を代表する観光地である「養浩館」、「丸岡城」の周辺を禁止地域に指定し、庭園や天守閣から眺望できる屋上広告物の設置を禁止することにより、魅力ある眺望景観を創出したいと考えています。また、周辺のまちなみの良好な景観形成が図られるよう基準見直しを進めていきます。</p>
41	<p>年に数回、県外の友人や孫たちを連れ、天守閣からの眺めを見ながら歴史を語ったり、ふるさとの風景を満喫しているが、最近は、建物にそびえ立つ大きな看板などが周辺の景観にマッチせず、むしろ丸岡の街並みや里山の風景を阻害していると感じている。丸岡城周辺の眺望景観を守るため、新たに周辺の看板を規制することに賛成である。</p>	
42	<p>規制する観光地に、福井県を代表する温泉街「芦原温泉」が入っていないのは、自分の出身地だけに残念。温泉街一体を規制してもよいのではないかな。</p>	<p>今回の条例見直し（案）は、福井の優れた自然景観の保全に重点を置き、市町の意見を聞きながら、福井を代表する自然・歴史・文化を活かした観光地周辺の規制を行なうこととしています。「芦原温泉」については、温泉街独自の地域特性を踏まえた魅力あるまちなみ景観づくりを進めることが重要であり、今後、あわら市とも協議していきたいと考えています。</p>

【観光ルートや幹線道路の規制について】（9件）

ご意見		県の考え方
43	<p>私の地区は、緑豊かな水田が広がり、美しい山並みのあるいわゆる散村の風景が自慢の里地で、道路沿いに立っている看板が非常にみっともないし、せっかくの田園風景を台無しにしている。看板を見て誰がそのお店に行くんだろうか不思議で、すべての看板が悪いとは言わないが、その場所に本当に必要なものか、よく考えてほしい。</p> <p>田園風景の中に看板はいらぬし、店先に掲示してあれば十分わかると思う。</p>	<p>田園に野立看板が乱立し、福井の原風景である田園や里地里山など、ふくいのできた自然景観を阻害する原因となっています。これらの景観を守り、美しいふるさと福井の景観を次代に継承するとともに、来県者に福井の風景を満喫してもらえよう、観光ルートや幹線道路沿いの広告物の設置を規制し、良好な景観形成を図って行きます。</p>
44	<p>最近、国道158号線沿いに看板が多く立つようになってきており、今の状況は県外から来られる方に対して「ちょっとみっともないかな」と感じているため、今回の改正で改</p>	

ご意見		県の考え方
	善されることは良いことである。 ただ、公共看板もかなり大きいものが見受けられるので、同様に改善すべき。	
45	農家は道路から離れた田圃でも農村の景観や環境を守るため、畔や土手の草刈りを日々行っている。看板業者に頼まれ、仕方なく立てさせられたのかもしれないが、大変、農村風景を阻害するだけで迷惑しており、規制見直しで道路沿いの看板が改善されることを望む。	
46	県内をドライブしていて田風景に突如現れる大きな看板が、非常に不釣り合いな景色で、「もったいないなあ」と思う。全国的にもそのような看板や広告を多く目にするが、どこに行っても同じような看板が立ち並び、つまらない景色になっている。	
47	田圃や住宅地の周辺に10mを超える高い広告塔や屋上看板を設置している店舗をよく見るが、周りの景観と違和感があり、見直し(案)では広告板を8m、屋上看板を4mに規制するとなっているが、市街地でもない田圃にこのような高い看板が必要だろうか。	現条例では、禁止地域であっても広告板の高さが20m、屋上看板の高さが15mの自家用広告物の設置が可能であり、周辺景観と調和が図られていないことから、広告物の設置状況、景観への影響等を考慮し、専門家による審議会の意見を聞きながらメリハリのある規制内容に見直ししています。
48	第3種禁止地域の案内広告の基準を高さ4m以下、面積3㎡以内、1スポンサー2個までに規制強化するのは、あまりにも現行と差がありすぎるのではないか。せめて現行と見直し案との中間ぐらいの高さ6m以下、面積10㎡以内が妥当ではないか。	見直し(案)の案内広告の設置基準は、周辺景観と調和が図られるよう、広告物の設置状況、景観への影響等を考慮し、専門家による審議会の意見を聞きながら、設置基準をとりまとめています。
49	野立広告の高さは、広告物自体の地上から看板面の上までの高さであると考えますが、景観への配慮を考えるならば沿線路面からの高さとして、広告物上端が設置地面の凹凸の影響を受けず、美しく並ぶ様に誘導すべき。つまり、設置位置の地面からの高さにより実際、道路・歩道から見る看板の高さはまちまちで景観に配慮されていない。よって、他県の一部の自治体の運用にあるように、高さを沿線路面(道路面)からの高さにし、看板の高さがほぼ同じように見えることにより、景観に配慮したものとすべき。	広告物の設置地盤高によっては、道路面と高低差があり、道路から視認できるようにするために基準以上の高さが必要となる場合がありますが、望見する位置、方向によって、周辺景観との調和が図れない高さの広告物となるため、野立広告の高さは、設置面となる地上からの高さとしております。
50	禁止地域の自家用広告について、第1種、第2種は基準見直し(案)で良いが、第3種の見直し(案)の数値基準では、高速道路上での車のスピード、新幹線のスピードを考えると、福井県の手企業、一般商業者、名勝等を他県にアピールするにも与える印象が無い。	経済活動の中心となる商業地域とは違い、第3種禁止地域は、田園などの豊かな自然景観の保全、文化・教養施設や住居専用地域など快適で潤い生活環境の確保が求められる地域であるため、過大・過剰な広告物は、景観を阻害することにつながるため、見直し(案)のとおりとさせていただきます。

	ご意見	県の考え方
	<p>他の幹線道路沿い、都市公園、図書館周囲、低層、中高層住居専用地域に関しても、樹木の高さ、建物など、見る場所、見る角度、車のスピードからみても、一般商業者、大手企業の宣伝、集客には効果が薄い。そのため、屋上広告の高さは8mとし、広告板の高さを10m、総量を50㎡に修正すべき。</p> <p>側線にある観光ルート案内に対しては、使用部材、その地域に合った高さを基準範囲内で統一性を決めるべき。</p>	
51	<p>見直し（案）では、自然公園内の道路や幹線道路の自家用広告の大きさ、面積が規制されているが、福井市の郊外でも大型の観光施設、スーパー、ホームセンターなどがあり、今後、まちの発展のために田舎でもこのような大型店も必要になる。</p> <p>大型店にはある程度の大きさの広告が必要になるため、新たな大型店の出店に対しては、特別に許可するなど配慮すべき。福井の景観を良くすることは大切であり、看板を設置する側も景観意識をもって住みよい街にする気持ちを持つことで良くなると思う。</p>	<p>地域の観光施設や生活用品等を販売する大型店舗の新たな出店の際には、自然公園や美しい田園風景など周辺景観との調和が図られるよう基準値内での広告物設置が必要となります。なお、店舗等の出入口や駐車場の表示、法令等に基づく表示を総量面積の算定対象外とするなど一定の商業活動に配慮した取り扱いを検討したいと考えています。</p>

【北陸新幹線沿線の規制について】（2件）

	ご意見	県の考え方
52	<p>東京に出かけると、新幹線の車窓から聞いたことのない会社の看板が田畑の中に立っているのをたくさん見かけるが、そんな分からない看板を立てさせるくらいなら、北陸新幹線の沿線500mを規制して、今の良い景観を守るというのも「田舎くさい福井らしくて」良いことである。</p>	<p>県外からの観光客の方々に新幹線の車窓から美しい田園や里地・里山など、「ふるさと福井」の美しい自然景観を楽しんでもらえるよう北陸新幹線沿線の良好な景観づくりを進めます。</p>
53	<p>北陸新幹線の金沢開業の時、新幹線からの車窓風景が楽しみと答えた観光客が多い。私自身も旅行に行くと知らない土地の何気ない風景を見るのが楽しみである。福井も車窓からの風景が楽しめるような景観づくりを進めてほしい。</p>	

【文化・教養施設周辺の規制について】（2件）

	ご意見	県の考え方
54	<p>病院や歯医者などの看板があちらこちらにあるが、道路沿いにある看板を見て病院を選ぶ人は少ない。また、ラブホテルなど子供の教育的にも知りたくもない情報を公然と表示している。道路沿いや公共施設の周辺環境に配慮した規制を強化してほしい。</p>	<p>利用する方々に快適な公共空間を提供するためにも、幹線道路や図書館など文化・教養施設周辺の規制を行い、また、周辺景観と調和し、宣伝効果がより高い（伝わりやすい、デザインが良い、景観の向上につながる）広告物の普及・啓発に努めてまいります。</p>

ご意見		県の考え方
55	図書館から道に出ると看板がたくさんあるが、多くの人に立ち寄ってほしいと思いで看板を出しているのだろうが、看板を出す場所によっては悪い宣伝効果になることを知って欲しい。宣伝効果がより高い看板は、どのようなものを広告主が学べるセミナーを開催したらどうか。	(54と同じ)

【足羽山・足羽川周辺の規制について】（4件）

ご意見		県の考え方
56	足羽山・足羽川は幼いころからの思い出深い所で、平成2年には「さくらの名所百選」の一つとしても選定されており、その周辺を規制し、桜並木を越えて眺望できる広告物の設置を禁止することは、これまでにない桜並木を見ることができ非常に素晴らしいことである。	県民に親しまれ、都市のシンボルとなっている自然景観を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、美しい眺望景観の創出など良好な景観形成を図っていきます。
57	福井市民にとっての桜は、子供から誰もが知る、県を代表する自然公園である。この景観は絶対に守るべき。	
58	足羽川の規制については、近隣に沢山の看板を付け、みっともない建物があり、看板を規制し、まちづくりを行う事は大事である。しかし、看板を規制する前に建物の規制をすべきではないのか。	まちの良好な景観形成を図るため、建物等の規制・誘導を行うことは有効な手段ではありますが、広告物が設置される場所、デザインによって、まちの個性や魅力を高めることにもつながり、まちづくりにおいて重要と考えています。
59	特定制限地域の都市のシンボルとなる自然景観区域では、見る側として足羽川の右岸、左岸から見た目と反対から見た目では異なり、また、桜が咲く頃と葉桜の時、冬では感覚が全く違う。 足羽山、西山公園、その他の眺望でも、自家用広告物の見直し(案)の数値基準では、大手企業、一般商業者の宣伝、集客にならない。そのため、屋上広告の高さは10mとし、広告板の高さを10m、総量を100㎡に修正すべき。 現在、浜町の旧茶屋街はすでに規制がなされているが、一般の人々は何の店か外観からではわからない。集約した統一性のある表示サインを景観に合わせた資材等で設置されるのが良い。	特定制限地域の足羽山、足羽川、西山公園の周辺地域は、県を代表する都市のシンボルとなる自然景観であり、美しい眺望景観やその自然景観と調和したまちなみなど良好な景観形成を図る必要があると考えています。そのため、眺望景観に配慮し、屋上広告の設置を禁止するなどの規制を考えています。 浜町の表示サインのご意見については、県と市の協働による景観整備に際し、参考とさせていただきます。

【許可地域の規制について】（3件）

ご意見		県の考え方
60	福井のまちなかにはオシャレな看板もあるが、店舗の大きさに関係なく目立つことだけを目的にした大きな看板、派手な看板には魅	本県の屋上広告や広告板などの高さ・面積の基準は他県に比べて緩く、巨大な自家用広告物が設置可能となっています。郊外大型店

	ご意見	県の考え方
	<p>力を感じない。</p> <p>建物を建替えるのは、急にはできないが、看板を変えていくだけでも街の景観は変わる。各地域の商店街や郊外のショッピング街の看板の大きさ、デザインの規制を強化し、買い物に出かけたくなるような街づくりを進めるべき。</p>	<p>舗の屋外広告物が周囲の建物や自然景観などと調和が図られていない傾向が見られるため、規制内容を見直ししたいと考えております。</p>
61	<p>福井市中心街の飲食店看板が、以下の理由で近隣から多くの苦情が出ており、飲食店の会社に話をしたが、看板の改善は受け入れられなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型看板が、大きすぎて、真っ赤で強烈過ぎる。また、深夜まで営業看板が作動している。 ・地元の会社や高齢者の自宅が近隣にあるのに看板だけが目立ち過ぎている。 ・大型看板以外に点滅型のキラキラ看板があり、歩道を夜通ると、歩道がピンク色に映り、キャバレーのネオン・サインのようなイメージを受け、近隣の静かなビジネス街に似合わない。 <p>このように、大通りに樹木が映える素晴らしい景観を損ね、国体での来街者に対してもイメージが悪い。近隣商店街からは永い間苦情の対象となっており、条例制定により改善してほしい。</p>	<p>今回の条例見直しにおいて、彩度の基準も設けることとしておりますので、これによる改善効果が期待できると考えております。</p>
62	<p>許可地域の自家用広告物については、福井市大和田地区、坂井市春江町周辺に対しては、対外的にも現状で集客が出来、福井県をアピールしている数少ない場所である。</p> <p>大手企業（他県）、一般商業者がこぞって自社をアピールしているので、現状に近い設置基準である屋上広告15m、広告板15m、面積100㎡にすべき。現行の景観、看板、建物程度で、県内外から集客があつて賑わっている。</p>	<p>本県の屋上広告や広告板などの高さ・面積の基準は他県に比べて緩く、巨大な自家用広告物が設置可能となっています。郊外大型店舗では、巨大な屋外広告物が周囲の建物や自然景観などと調和が図られていない傾向が見られます。</p> <p>商業地域等においても、県民が快適に感じることのできる魅力あるまちなみ景観を創出するため、屋外広告物の規制基準を見直ししたいと考えています。</p>
63	<p>広告物の基準を厳しくしているようですが、福井市の商業地には大型ショッピングセンターなど大型の店舗があり、また、新規大型店の建設も出てくることもある。一般の店舗では、問題ないと思うが、大型店舗の場合、必要以上な大きさや周辺景観を損なう看板は良くないが、店舗の規模見合った自家用広告板などの設置ができないと経営に影響し、困るのではないか。こういったことにも配慮すべき。</p>	<p>大型店舗の自家用広告物については、店舗規模に見合った表示面積の確保ができるよう、許可地域の広告板の総量面積を30㎡以下としていましたが、店舗面積1千㎡以上から1万㎡未満は50㎡以下、店舗面積1万㎡以上は80㎡以下とし、段階的な基準を設けたいと考えています。</p>

【交差点周辺の規制について】（12件）

ご意見		県の考え方
64	道路沿いの看板が多く、特に交差点周辺にいっぱい看板があって目がチカチカし、右だ、左だといわれてもとっさに車の行き先を変えられるものではない。高齢ドライバーには、あまり意味がないどころか邪魔でしかなく、運転に集中できないため、何とかして欲しい。	自然景観やまちなみの良好な景観形成と交通安全の確保の観点から、国道8号などの主な信号交差点の周囲の一般広告、案内広告の設置を禁止したいと考えています。
65	信号交差点に看板が乱立し、信号機が見にくい箇所やたくさんあり過ぎてわき見運転の原因にもなり、そもそも案内看板の役目を果たしているとは思えない。看板が乱立していること自体が、まちの景観を雑然として汚らしいイメージになるため、全ての交差点を規制すべき。	
66	近年、交差点に案内看板が多数あり、まちの景観を悪くしている。店舗を案内するなら交差点の手前に立てないと意味がなく、急ハンドルを切ることにもなり危険である。国道などの信号交差点だけでなく、他の信号交差点も規制すべき。	
67	スッキリとした景観形成のためにも、屋外広告物の改善に賛成。 特に交差点に看板が乱立している箇所は、見た目もゴチャゴチャしているばかりか交通安全標識も目立たなくなるので規制する必要がある。	
68	看板は道案内や店舗・事業所等の存在をPRする上で必要なものであるが、特に街中の交差点付近に乱立している看板は、果たしてその場所にある必要があるのか疑問である。 運転をしていて看板へのわき見等で重大な交通事故にもつながる恐れがあり、規制見直しにより、交差点付近の看板が撤去され、将来にわたり設置できなくなれば、すっきりした街並みになるうえ、交通安全上も危険性が少なくなる。	
69	以前より、交差点付近や道路沿いの田圃の中にある大きな看板は、みっともないと思っていた。今回の条例・規則の見直しに賛成する。	
70	交差点の規制はとてもよいことだと思う。市街地での規制は、逆に目的地が分かりづらくなることで、急ブレーキなど事故を誘発しないかの心配もあるので規制にもメリハリが必要ではないか。	
71	県内 618 箇所の信号交差点規制での一般・	信号交差点周辺に看板が乱立することは、良好な景観形成や交通安全の確保を図るうえで好ましいことではないため、一般・案内広告の設置を禁止したいと考えていますが、近隣の店舗などの目的地が分かりにくくなる面も考えられるため、案内広告の設置を限定的

	ご意見	県の考え方
	<p>案内広告物の禁止について適用除外が無く禁止するのはおかしい。</p> <p>国土交通省監修の「屋外広告物条例ガイドライン（案）」によれば、適用除外として公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、その統一化を誘導することが推奨されていますが、一般の広告物に於いて適用除外を設けず、案内誘導広告物も禁止にすることはいかがなものか。</p>	<p>に許可することも検討したいと考えています。</p>
72	<p>「信号機や標識が見にくく、交通に支障がある」や、県民アンケートで「撤去の要望が7割以上」という事を根拠に具体例が無く、許可を受けている看板でそうした例があるとは考えにくい。もし本当に信号機等を見にくくしているのなら、これは警察による道交法違反であり、警察行政ないし交通行政の仕事である。景観という観点からということについて異議は挟まないが、専門外の領域に踏み込み過ぎではないか。</p> <p>景観という概念そのものが広義で不確かなもので、我々は、屋外広告の国家資格を持ったプロで、一般の方より、よっぽど美術や美観に関してたけており、県民アンケートの内容も何ら責任のない、一般県民に看板が生んでいる経済効果（広告掲載費）の説明や、出したいと言う、広告主側の意見も説明せず、いきなり「どう思うか」と問い、「ない方が良いのでは」というあやふやな回答を鵜呑みにしているよう感じる。アンケートの場所や対象者など、こうした重大な内容を決定するには、誠実に吟味すべき。</p> <p>また、カーナビやスマートホンがあるから看板は不要だと言いますが、目的地に行くだけが看板の役割ではなく、多くの看板は誘導の為にある。</p>	<p>屋外広告物法では、広告物の倒壊等の直接的な危害のみならず、設置による見通しの不良や信号、標識の視認性を妨害するなどによって生ずる「公衆に対する危害」の防止も目的の1つとなっています。</p> <p>交差点周辺に屋外広告物が乱立し、信号機や道路標識の視認性を阻害したり、わき見運転などの原因となる危険性が生じている事例が見られ、屋外広告物法に基づく本条例により、信号交差点周辺を規制し、良好な景観形成と交通安全の確保を図りたいと考えています。</p> <p>県民アンケート調査に関しては、福井県在住の成人1,000名を対象に無作為で抽出して実施しており、一般県民のご意見を看過することはできません。また、広告主である商工関係団体など（10団体）を対象に規制概要を示した資料を配布しアンケートを実施しています。</p> <p>広告物は、案内・誘導のために必要なものですが、設置する場所、大きさ等については、周辺景観や安全面などにもご配慮していただくことも必要と考えています。</p>
73	<p>主要交差点周辺の看板の規制に対し、広告業者の方が反対しているようだが、交差点や道路沿いに乱立する看板を周辺住民や農家の人は望んでいない。規制と合わせ広告業者に対し、営利中心の考え方から景観や地域住民にも配慮するよう意識改革を進めないと福井の景観や生活環境は良くならない。</p>	<p>福井の良好な景観形成に向け、関係団体をはじめ県民に広く、周知、啓発に努めます。</p>
74	<p>過去10年における福井県の信号交差点交通事故ワースト5をみても看板が乱立している信号交差点は1度もなく、偏見であり根拠がない。障害物の為、交通安全上確認がしにくく事故の原因になる場所は、信号機のない</p>	<p>交通事故には、様々な原因がありますが、広告物の乱立は、信号機、標識の視認性を低下や見通しを悪くする恐れ、わき見運転につながることも考えられます。これらは、乱立していなくても同様の危険性が生じることも</p>

	ご意見	県の考え方
	<p>交差点である。屋外広告物が障害になり危険であるというのは、そのような場所の付近にある、のぼり旗や、置き看板、建築物の突出し看板であると考え。そのような屋外広告物等の障害物があり視認性が悪く事故に繋がるケースが多い。</p> <p>県内 618 箇所の信号交差点を規制するより、信号が無い交差点が事故の危険性が高いのだから事故の危険性の観点から、この規制を設けるのであれば規制をかける優先順位が違うのではないか。</p>	<p>あると考えています。ワースト5の交差点の中には、少なからず広告物が設置されています。乱立していないから、信号交差点は全て安全確保に問題がないと位置づけることは難しいと考えています。国、県において、過去の交通事故状況から事故危険箇所を選定していますが、そのほとんどは信号交差点であることから、信号交差点を優先に規制をすべきと考えています。信号機のない交差点でものぼり旗等による見通し障害の危険性はあり、特に通学路において注意喚起を行っています。今後、野立看板による見通し障害等も含め、検討してまいります。</p>
75	<p>県内主要幹線道路の信号機のある交差点周辺の看板を6年以内に撤去するとの改正案は厳しすぎる。全国でこうした例はごくわずかで、景観に厳しい京都府や石川県でもここまで厳しくない。福井県がそこまでする理由がわからない。「信号機や標識が見にくく、交通に支障がある」との、県民アンケートが根拠らしいが、本当に7割の方が撤去を求めているのか。交差点での事故は、ほとんどが前方不注意ですが、その理由は看板なのか。本当に信号機を見にくくしているのか。もし本当なら看板業者として改めることを約束する。納得のいく根拠を示してほしい。</p>	<p>県内の幹線道路の交差点では、野立看板の乱立により、まちなみの良好な景観形成が図られない事例も見られます。また、信号機の視認性低下やわき見運転などの原因にもなる恐れもあり、交通安全の観点からも規制する必要があると考えています。また、県民アンケートでも規制した方がよい地域として「安全の確保が必要な交差点周辺」との回答が一番多い結果となっています。また、県内の交通事故の現状は、交差点における人身事故は高く、事故発生原因では、わき見運転などによる前方不注意が一番多いことから、信号交差点での規制を優先すべきと考えます。</p> <p>もちろん、全ての野立看板が信号機、標識等を見難くし、看板を見たためのわき見による前方不注意の事故ではありませんが、事故の危険性を高めることにつながるため、県民の安全な交通環境の維持保全と良好な景観づくりを推進したいと考えています。</p>

【既存不適格の経過措置等について】（14件）

	ご意見	県の考え方
76	<p>現在、ある看板が撤去や構造変更となれば、さらに出費と損害が発生する。全て所有者が支払うことになれば是正は進まない。ましてや国体や新幹線が来るまでにと言われても自己資金で直すのは無理がある。看板に対して行政は費用を出してくれるのか。</p>	<p>6年間の経過措置については、国土交通省が示す例規集やガイドラインにおいては3年間とされていますが、現在の条例で定める6年間とすることとしています。</p> <p>また、変更または改造を行う際は、6年間の経過措置に関わらず、新たな基準に適合するよう撤去、改善することとしておりますが、「広告板の全部または一部の表示内容のみの変更」は、この規定には当たらないこととします。</p>
77	<p>6年間で撤去と言うが、看板は広告主の財産であり、何の補償案も無く、条例だけ進めず、その費用をどうするのかをまず先に進めるべきで、条例だけ進め、後は知らないは無責任である。</p> <p>改正案は県内で営業しているすべての事業所にかなりの負担だけを押し付けている。</p>	<p>損害賠償については、6年間の経過措置を設けることで権利救済されるもので補償はいたしません。</p>

ご意見		県の考え方
78	<p>足羽山・足羽川の眺望規制により、設置禁止となる看板の持ち主である商店の方々に無理がかからないよう方策を検討すべき。</p> <p>景色を見れる人もうれしい、規制される側も納得ができる対応をしてほしい。</p>	<p>しかし、撤去または改修の費用については、良好な景観づくりが早期に進むよう、条例改正に合わせ、効果的な支援策を検討してまいります。</p> <p>なお、美しい田園風景や里地・里山の農村風景等を守り、良好な景観の形成を図るため、禁止地域における家屋連たん地域の除外規定を廃止したいと考えています。</p> <p>新たな規制基準を遵守していただくために、県、市町、広告業などの民間団体とも連携し、屋外広告物適正化推進会議を立上げ、違反広告物の改善状況などの情報共有化を図りながら、広告主となる商工関係者や屋外広告業者への説明会を開催するなど、景観に対する意識啓発と規制見直しの周知を図って行きます。</p> <p>また、許可事務や違反に対する措置事務を行う市町および広告業団体と共同し、啓発チラシの配布や県内一斉パトロールを実施し、指導徹底を行うなど、既存の広告物改善に取り組みたいと考えています。</p> <p>(76～89 までの「県の考え方」)</p>
79	<p>観光地周辺や観光ルートの広告物を規制する取り組みを進めるためには、看板の持ち主の協力が不可欠であるので、改善に必要な費用を行政が負担することも必要ではないか。</p>	
80	<p>看板の撤去や小さくする費用について、全額自己負担というのは納得できない。</p>	
81	<p>看板を撤去する費用や野立看板等で生計を立てている方には、何らかの支援をすべきと思う。</p>	
82	<p>足羽山、足羽川の看板規制は、近くで商売をされている方々にだけ負担をかけるのではなく、県が積極的に助成金を出すなどの対応をすべき。</p>	
83	<p>福井国体も正式に決定され、これから多くの県外の方々が来られる機会をチャンスととらえ、早期に効果が表れるよう、条例改正するだけではなく、必ず実行されるよう期待する。</p> <p>看板業者には経済負担も伴うかと思うので、撤去費用に伴う補助金制度など検討し、実効性を確実にすべき。</p>	
84	<p>屋外広告物は企業（法人）が費用をかけて設置した財産であり、しかも正式な申請の上、毎年行政に許認可の為の費用を支払っているものである。これを「景観を害する」という定量的ではなく主観に基づいた根拠のない規制で撤去を命ずる、ということには断固反対である。</p> <p>新規の広告物に対しては認可をしない、という趣旨の規制であれば理解できるが、既存の広告物まで認可せずに撤去を求めるのであれば、それに係る費用は全額行政が負担すべき。</p>	
85	<p>特にレンタル野立て看板業者に対して死活問題になる内容で配慮がなすすぎる。</p> <p>違法看板や違法業者に罰則を設けるのはいいが、許可を出し適法で商売を営む者まで一緒に罰してほしくない。特にレンタル看板はスポンサーが2年程度で変わり、条例が施行後に6年の除却猶予があっても実際は長くて2年しかないのと同じである。また、税法上も減価償却期間中（10年から20年）の物も多く、6年では撤去できない。既存不適格</p>	

	ご意見	県の考え方
	<p>にするにしても、6年では、償却損が出ることになり、なぜ6年と言う短い無茶な除却期間を決められてしまうのか納得できない。</p> <p>また、個人や企業の財産を一方的に取り上げる事になり、除却費用や今後生み出したであろう利益に対して何の保障もない。許可を受け立てた看板がなぜ事後法により既存不適格とになり、これは憲法39条の事後法の禁止にあたるのではないか。</p> <p>①既存の看板はそのままとし、今後は禁止地域では看板は立てれないようにすべき。</p> <p>②家屋連たんは、今までと同じ禁止地域から除外するようにすべき。</p> <p>③看板除却費用は人の資産を奪うことになるので、全額県が負担すべき。</p> <p>④最大で10年は表示面の変更を許可するようにすべき。</p>	
86	<p>条例施行の猶予期間にも不満がある。6年間の猶予があるとされているが、その間の意匠変更は不可となっており、いつでも解約できるレンタル看板業にとっては、実質ないのと同じで、不公平である。正式に許可を取った看板を償却以前に「除却しろ」とは、あまりに実情を無視した酷な内容である。</p> <p>看板は建築基準法でいう構築物で、建物と同じ扱いにより建築確認書を出しており、最長で20年の償却期間である。それがなぜ、来年の施行直後に解約となったら、即除却は理不尽である。100万円以上もかけた看板が、その時点で使用不可能になる。税法や建築基準法は地方の条例より下なのか。せめて、レンタル看板の意匠変更については、配慮を求める。これが不可の場合は、公平な第三者機関による判断を仰ぐことも検討したいと思う。これはだれが費用を負担するかについても同じである。</p>	
87	<p>条例改正では、違法広告物を条例施行から6年以内に撤去としているが、費用は県が全額負担してくれるのか。費用を全額負担し、なおかつ看板を出している広告主、企業に看板がもたらす利益、なくなったから出た不利益も損害賠償してもらえるのか。そこまでして初めて、企業、広告主は今回の条例を真剣に考えると思うが、いきなり違反なので撤去しなさい、条例で規制しますでは誰も聞く耳をもたない。そういう所には、条例施行後どう対応するのか。</p>	
88	<p>改正案が成立した場合、その内容を公正に、正直者が馬鹿を見ないよう遵守してもら</p>	

	ご意見	県の考え方
	<p>う具体的な方策を考えているか。更に既に許可を受けて設置している地元企業や看板業者（特に多数の看板を所有しているレンタル業者）に多大な経済的負担を強いることへの対策は、考えているのか。</p> <p>法律を作るだけでなく、正しく守ってもらう方法は作る以上に大変である。私は看板業者だから理解している。全員が納得・了解するなら法律遵守はそれほど困難ではないが、潜在的に不満や不審感を抱くなら、相当の困難を覚悟すべき。問題は①除却・改修費用②景観のために本当にここまでする必要があるのでか ③法令順守の実効性という3点。</p>	
89	<p>条例が成立した場合、撤去費用はどのようにしていくのか。おそらく2万ヶ所以上が除却・改修の対象になると推定している。その費用はどれくらいと見積もっているのか。だれが負担するのか。</p> <p>指導に従う者と従わない者はどのように対処するつもりか。これは本当に難しい問題である。</p> <p>弊社は18年の改正で大きな経済的負担を強いられ、指導に従ったが、全く従わない者はなんのペナルティも受けず不公平である。弊社はレンタル式の管理看板業者のため、営業停止という罰則があるが、他の看板業者の一部では、今でも無許可看板を平気で設置し、スポンサーには指導がいくだけで、建て放題である。こういう不公平感が根底にあり、その辺はどのようにして対処していくのか。法律は作るよりいかに守り、実効していくかの方が大変である。</p> <p>特に全国展開しているコンビニやファーストフード店、衣料品店などの大型看板に対し、条例をどのように守らせるのか。県内の企業や看板業者の問題ではない。</p>	

【その他】（14件）

	ご意見	県の考え方
90	<p>古くなって倒壊や落下の危険が有る看板に対し、行政が所有者に撤去、改修を求めるべきではないか。例えば、高さ◎◎m以上の突出看板に落下防止ワイヤーの設置を義務付けるとかしてはどうか。</p>	<p>条例では破損または老朽したもので、倒壊、落下など公衆に危害を及ぼす恐れがある広告物の設置を禁止しています。そのため、広告物の許可更新の際に安全確認を行い、危害の恐れがある場合は所有者に撤去または改修を求めることとしています。ご意見の安全対策につきましては、具体的な安全対応策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
91	<p>広告業者の方は、大きさ合戦、本数での勝</p>	<p>屋外広告物のデザイン、色彩・素材等を周</p>

ご意見		県の考え方
	負はやめて、安全で世の中の迷惑にならない程度の大きさで、きちんと商業できるセンスのいいものを商業者の方に提案して欲しい。	辺景観と調和し、良好な景観創出にどう配慮すべきかななどの考え方や事例をまとめたガイドラインを活用し、関係団体等に周知、啓発していきます。
92	「表現の自由」という観点から広告内容、デザイン、色彩などの規制は困難と思うが、改訂の周知、啓発と共に、改善例の効果などの情報提供し、景観への配慮を幅広く要請してほしい。	
93	条例を作るなら、しっかりと業者との話し合いを持ってから県議会に出すべき。行政がまずは統一すべきで、民間にばかり負担をかけるのはやめるべき。	これまでに広告業団体との意見交換や屋外広告業登録業者全てを対象とした説明会、アンケートを実施し、見直し（案）の策定を進めてきました。なお、行政が設置する案内誘導などの公共広告物のデザインの統一については、多言語表示も含めガイドラインを作成することとしています。
94	個人や事業者に任せるのではなく、行政や地域住民も巻き込み地域ごとのテーマ（自然、歴史、文化）に沿った屋外広告物のデザイン、材質等をコンペで決定し、地域ごとに統一された広告物を設置することで、逆に広告物を利用して地域の魅力をアピールするような取組みをしてはどうか。	県内でも行政と地域住民により、広告物、建築物のデザインや素材、色彩などを地域でルール化して魅力あるまちづくりを行っている事例もあり、市町とも連携しこのような取組みが広がるよう努めます。
95	<p>情報社会の中でインターネット、携帯、車のナビ等、IT 関連の情報が錯乱しているが、皆がインターネット、スマートフォンを活用している訳ではない。（IT 弱者の）私個人も観光、不慣れな土地で移動するときなどは、道路標識だけでなく看板も重要な役割を果たし、町に立っている看板情報も大切である。</p> <p>景観は個人の主観に大きく左右され、デザインによって変わるため、専門の委員会等が判断して、調査検討を行い県の立場で明らかにまずいと思われる看板、景観地域に直接規制、指導すべき。</p> <p>屋外広告物の届け出許可を行う各市町に、この専門委員会等を設置して構造はもちろんのこと、特にデザインに特化したチームを作りより精査していくべき。</p> <p>各市町によって観光地があったり、商業がメインであったりするため、全部県にならえではなく、県が予算を割り振り、市町独自に条例をつくり施行していくことが良い。</p>	<p>広告物の許可、指導を行っている市町が許可審査、是正指導を行う際の参考とさせていただきます。</p> <p>現在、大野市が市独自で条例を施行しております。他の市町の意向もあるため、今後の参考とさせていただきます。</p>
96	ロードサイドと福井市中心市街地、三国や勝山などの古くからの市街地、新興住宅地等は景観特性が違っており、一つの許可基準で規制するより、そういったきめ細やかな部分	

	ご意見	県の考え方
	は、権限を委譲して各市町の屋外広告物条例に任せ、その策定に向けて働きかけていくべき。	
97	最近、バスの後部全面に施されたラッピング車両をよく見かけるが、パチンコ店等の派手な広告も目に付き、こちらも景観という観点からみれば屋外広告物であり、交通機関のデザインに対する規制はないのか。個人的にはおおよそ受け入れられないものがある。	ラッピング車両の移動広告に対しては、表示面積などの規定はありませんが、著しく美観風致を損なうものは許可されないものと考えています。
98	コンビニやスーパー等の敷地周囲に、「〇〇セール」等を掲げた小旗は、死角にもなり非常に危ないと思う。 看板や広告は、ある意味都市の「賑わい」や「発展の象徴」と結びつける人も少なくないと思うが、そのような発想は、どこに行っても同じでつまらないまちをつくると思う。	のぼりや立看板、広告幕に対しても、現在、条例等にて設置基準が定められています。のぼり旗などの過剰な設置は、見通しを阻害し、景観上も必ずしも好ましいものではないと考えており、基準を遵守するよう市町とともに是正活動に努めてまいります。
99	ものすごい数ののぼり旗が出されている量販店が見られるが、のぼり旗等も場所によっては規制すべき。	
100	福井の自然資源や歴史資源を尊重し、活かした景観づくりを進めるならば、広告物はできるだけそれらの景観に調和する低彩度で落ち着いたものであるべきである。ひいてはそれが広告物を出している企業等のイメージアップ等にもつながる。地色について、色相に関らず彩度12以上は使用しないとなっているが、規制がそれで十分といえない。 色相によっては、彩度10や11でも地色の大面積で用いるとかなり鮮やかに見え、もっと低彩度とすべき。 また、色の多用による色彩の混乱を避けるために、もう少し細やかな規制をかけたほうがよいのではないか。	景観との調和には低彩度で落ち着いたものを使用するなどの対応が必要です。屋外広告物のデザイン、色彩・素材等を周辺景観と調和し、良好な景観創出にどう配慮すべきかなどの考え方や事例をまとめたガイドラインにより、色彩の誘導も行いたいと考えています。
101	冷静で慎重な審議を強く希望する。社会的必要性や広告というビジネスを推進するうえで、最も基本的な“看板”が不当な扱いを受ける事は、こうした仕事を生業にしている者にとって受け入れがたい屈辱とを感じる。看板業者の声を直接聞いてほしい。こうした形だけの意見募集でも誠実な回答を求めている。私たちは生活がかかっている。そうした者達への配慮が欠けていると判断した場合は、強い抵抗でのぞみたいと思う。	屋外広告物は、自社の商品やサービスの広告宣伝、店舗への案内誘導・所在地の目印としての機能を果たすなど、広告主である企業、お店にとって重要な情報伝達ツールとなっています。新条例の基準については、規制地域における自然や歴史的景観、眺望、田園風景、まちなみなど様々な地域特性を踏まえ、県内の広告物における景観形成の課題や周辺景観との調和した良好な景観形成が図られるよう、専門家による屋外広告物審議会に諮りながらとりまとめてきました。また、新基準にあたり、今回の意見募集や広告業団体等の意見を聞きながら、規制内容の検討を進めたいと考えています。
102	福井県が進めている景観行政については、	屋外広告物だけでなく、建物、電柱なども

ご意見	県の考え方
<p>賛成の立場で、今後も協力を惜しまないが、ただ、看板は景観の一部に過ぎず、他にも景観を形成している建物、電柱、モニュメント、街路樹、その他自動販売機や道路附属物なども含めて、総合的な見直しが必要と考える。</p>	<p>まちなみや自然景観を形成する重要な要素となっています。地域の景観づくりの主体となる各市町において、景観計画などを定め、総合的な取り組みを進めています。</p>

※複数の方から同様な意見をいただいたものについては、「県の考え方」をまとめて標記しました。